

浜松市農業集落排水処理施設使用料の減免に関する要綱

浜松市農業集落排水処理施設条例（平成12年浜松市条例第56号）第20条の規定に基づく使用料の減免については、浜松市下水道使用料の減免に関する要綱の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。